

第5章 大気汚染・悪臭

第1節 環境保全目標

大気汚染に係る環境上の目標として、国においては公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質である二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素について環境基準（昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号）が設定されている。

大阪府においては、大阪府新環境総合計画(NEW STEP 21)で、府民の健康を保護し生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を設定している。これは、国の環境基準が設定されているものについては、原則として環境基準によるものとし、悪臭については府独自に目標を設定している。

なお、二酸化窒素等の環境保全目標については、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改訂を行うこととしている。

表2-5-1 大気汚染に係る環境基準及び大阪府新環境総合計画の環境保全目標

項目	基準値 (目標値)	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	基準 (目標)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmから0.31ppmの範囲内またはそれ以下であること。	基準 目標
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	基準 (目標)
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	基準 (目標)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間値平均値が20ppm以下であること。	基準 (目標)
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	目標

(注) 二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、対象地域として工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

環境基準による大気汚染の評価

〔二酸化窒素〕

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から9.8%に相当するもの（1日平均値の年間9.8%値）で評価を行う。

ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。

〔光化学オキシダント〕

1時間値について評価を行う。

〔浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素〕

短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。 なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、評価の対象としない。
長期的評価	年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。 ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。